

# 妊娠したら

妊娠したら

このページでは、市で行っている母子保健事業についてご紹介いたします。

なお、制度の詳細や日程などについては、市こども家庭課にお問い合わせいただくか、市ホームページからも確認することができます。

## 母子健康手帳交付

母子健康手帳は、市役所で交付を行っています。(予約制)

詳しくは、妊娠届出書(裏面)もしくは市ホームページをご覧ください。



## 妊婦健診の公費負担

市では、母子健康手帳交付時に妊婦健診公費負担の受診券(14回分)を交付しています。

妊娠中に他市町村から転入された方は、母子健康手帳はそのまま使用できますが、妊婦健康診査受診券は差し替えが必要です。転入の手続きを済ませた後、すぐに、お手持ちの母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を持参し、市こども家庭課窓口までお越しください。

## 妊娠判定費用助成事業

妊娠による経済負担の軽減のため、一定の所得水準の人を対象に妊娠判定にかかった検査費用を助成します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## プレママ・プレパパ教室

妊婦さんと家族(希望される方)を対象に、助産師によるお話や育児体験などの教室を行っています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 筑紫野市役所 こども家庭課 ☎923-1113

# 赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれたら

## 新生児聴覚検査の公費負担

筑紫野市に住民票がある令和5年4月1日以降に出生した新生児または乳児(生後90日以内)を対象に、費用の助成を令和5年4月1日から開始しました。

指定医療機関に、筑紫野市新生児聴覚検査助成券と母子手帳を提示してください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 産後ケア(居宅訪問型)

産後のお母さんと赤ちゃんを支援するため、助産師等が自宅を訪問し、授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談など産後のケアを行います。

利用される方は、市への申請が必要となります。

- 内 容 自宅に訪問し、授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、母親の体調管理などを行います。
- 対 象 者 1歳未満の乳児と産婦
- 利用回数 1回の出産につき2回まで
- そ の 他 利用料金その他の詳細については、市ホームページをご覧ください。



## 赤ちゃんが生まれたら市役所で行う手続き



### 出生届は

#### ①筑紫野市役所で出生届(生まれて14日以内)を提出する場合

子どもが生まれた時は、生まれた日から14日以内(生まれた日も1日と数えます)にしなければならない届出です。  
必ず分娩した産婦人科等で出生証明書をもって市役所に届出してください。

#### 持参するもの

出生届(出生証明書)、母子健康手帳



#### ②筑紫野市役所以外の市町村で出生届をする場合

事前に市民課、国保年金課、こども政策課にご相談ください。

手続きが遅れますと、子ども医療証の助成開始日や児童手当の受給開始月が遅れる場合があります。

問い合わせ先 筑紫野市役所 市民課 ☎923-1111(内線 312)

### 子ども医療証は…(子どもが病院を受診するとき必要です。)

市では、15歳に達する年の3月31日までの子どもに対して、医療費の助成を行っています。

- ・対象は通院・入院ともに0歳から中学3年生までです。
- ・出生の翌日から30日以内に申請をしたとき⇒出生日から有効の医療証を交付します。
- ・出生から30日を過ぎて申請をしたとき⇒申請月の1日からの医療証を交付します。(前月までの医療費は返還できません)
- ・筑紫野市に転入したときも手続きが必要です。  
転入月内に申請をしたとき⇒転入日から有効の医療証を交付します。  
転入月翌月以降に申請したとき⇒申請月の1日からの医療証を交付します。(前月までの医療費は返還できません)

#### 持参するもの

子どもの名が記載された健康保険証、もしくは窓口で配布している医療保険資格証明書、個人番号通知カード、  
(両親以外の代理人が手続きする場合は、本人確認書類が必要)

※所得課税証明書が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

問い合わせ先 筑紫野市役所 国保年金課 医療年金担当 ☎923-1111(内線 351・352)

### 児童手当は…(中学生までの児童を養育している人に支給される手当)

出生の翌日から15日以内に申請してください。

必要な書類は申請事由によって異なりますので、下記の担当にお問い合わせください。

出生した月の翌月分から手当が支給されます。申請が遅れると、手当の支給開始月が遅れる場合がありますので、  
ご注意ください。



#### ・手当月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。もしくは支給が無い場合があります。

問い合わせ先 筑紫野市役所 こども政策課 ☎923-1111(内線 412~415)